

伊 勢 市 公 報

第 95 号
平成 21 年 10 月 20 日
火 曜 日

目 次

条 例	頁
○ 尾崎罌堂記念館条例の一部を改正する条例	2
○ 伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例	8
○ 伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例	10
○ 伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例	12
告 示	
○ 伊勢市都市計画景観地区の決定に伴う図書の縦覧について	14
○ 伊勢市都市計画高度地区の変更に伴う図書の縦覧について	15
○ 伊勢市都市計画下水道の変更に伴う図書の縦覧について	16
○ 地縁団体の認可について	17
○ 市長の職務代理について	19
○ 平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について	20
○ 平成 20 年度決算に基づく資金不足比率の状況について	21
○ 平成 21 年度補正予算の要領について	22
教育委員会告示	
○ 教育委員会会議の招集について	36
選挙管理委員会告示	
○ 選挙管理委員会関係	
・伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程の一部改正について	37
○ 三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿関係	
・三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧日時及び場所について	39
○ 伊勢市長選挙関係	
・伊勢市長選挙の事由発生について	40
○ 伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙関係	
・伊勢市長選挙及び伊勢市議会議員選挙を同時に行うことについて	41
・伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の選挙期日の告示日を定めることについて	42
・伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における選挙人名簿の登録基準日等を定めることについて	43
・候補者届等の書類提出場所について	44
・投票の順序を定めることについて	45
・投票記載所における氏名等順序のくじを行う日時及び場所について	46
・選挙時登録にかかる永久選挙人名簿登録者一覧表の縦覧場所を定めることについて	47
・永久選挙人名簿登録者の移替えの延期について	48
・投票用紙の様式を定めることについて	49
上下水道事業告示	
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店指定について	52
○ 流域関連公共下水道の供用開始について	53
公 告	
○ 伊勢市農用地利用集積計画の策定について	54
○ 犬の抑留について	55
○ 公示送達	56
○ 犬の抑留について	57
○ 犬の抑留について	58
正 誤	59

尾崎号堂記念館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 21 年 10 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 27 号

尾崎号堂記念館条例の一部を改正する条例

尾崎号堂記念館条例（平成 17 年伊勢市条例第 194 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（位置）

第 2 条 記念館は、伊勢市川端町 97 番地 2 に置く。

第 14 条を第 19 条とする。

第 13 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「展示物又は会議室の施設」を「記念館の施設、展示物」に改め、同条第 2 項中「使用」を「利用」に、「第 7 条」を「第 12 条」に、「使用許可」を「利用許可」に、「使用者」を「利用者」に改め、同条を第 18 条とする。

第 12 条第 1 項中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「第 7 条」を「第 12 条」に改め、同条第 2 項中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第 17 条とする。

第 11 条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第 16 条とする。

第 10 条の見出し中「目的外使用」を「目的外利用」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第 15 条とする。

第 9 条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料」を「利用料金」に、「使用者」を「利用者」に、「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第 14 条とする。

第 8 条を第 13 条とし、同条を次のように改める。

（利用料金）

第 13 条 利用者は、指定管理者に会議室の利用に係る料金（以下「利用

料金」という。)を前納しなければならない。ただし、指定管理者が後納を認める場合は、この限りでない。

2 利用料金は、別表第2に掲げる額の範囲内において、指定管理者が定める。

3 第8条第3項から第5項までの規定は、利用料金について準用する。

第7条の見出し中「使用許可」を「利用許可」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「第5条」を「第10条」に、「使用者」を「者(以下「利用者」という。)」に、「使用」を「利用」に改め、同条第5号中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第6条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条各号列記以外の部分中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条第1号中「使用」を「利用」に改め、同条第3号中「又は附属器具」を「、備付けの器具等」に改め、同条第4号中「教育委員会」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第11条とする。

第5条を第10条とし、同条を次のように改める。

(利用の許可)

第10条 会議室を利用しようとする者は、あらかじめ、指定管理者の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、前項の許可について、記念館の事業の運営上又は管理上必要な範囲内で条件を付することができる。

第4条中「伊勢市教育委員会(以下「教育委員会」という。)」を「指定管理者」に改め、同条を第9条とする。

第3条第1項中「別表第1に定める額の観覧料金を納付しなければならない

ない」を「指定管理者に観覧料金を支払わなければならない」に改める。

第3条第2項を次のように改める。

2 観覧料金は、別表第1に定める額の範囲内で指定管理者が定める。

第3条に次の3項を加え、同条を第8条とする。

3 指定管理者は、観覧料金を定めようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 教育委員会は、指定管理者に観覧料金をその収入として収受させる。

5 指定管理者は、特に必要があると認めるときは、観覧料金を減額し、又は免除することができる。

第2条の次に次の5条を加える。

(事業)

第3条 記念館においては、次に掲げる事業を行う。

(1) 展示室を一般の観覧に供すること。

(2) 尾崎弴堂に関する資料等を展示すること。

(3) 会議室を一般の利用に供すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の設置の目的を達成するため伊勢市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事業（指定管理者による管理）

第4条 教育委員会は、記念館の設置の目的を効果的に達成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であって、教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に記念館の管理を行わせるものとする。

(指定管理者が行う業務)

第5条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第3条に規定する事業を行うために必要な業務
- (2) 記念館の利用の許可に関する業務
- (3) 記念館の維持管理に関する業務
- (4) 前3号に掲げるもののほか、記念館の管理に関する事務のうち、市長又は教育委員会のみ の権限に属する事務を除く業務
(開館時間)

第6条 記念館の開館時間は、午前9時から午後4時30分まで(会議室の利用については、午前9時から午後9時まで)とする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、これを変更することができる。

(休館日)

第7条 記念館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者が特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、臨時に開館し、又は休館することができる。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日に当たるときは、翌日以後の最初の休日でない日

- (2) 12月29日から翌年1月3日まで

別表第1中「第3条関係」を「第8条関係」に改める。

別表第2中「第8条関係」を「第13条関係」に、「使用料金」を「利用料金」に、「使用料」を「利用料」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、改正前の尾崎罌堂記念館条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例をここに公布す

る。

平成 21 年 10 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 28 号

伊勢市休日・夜間応急診療所条例の一部を改正する条例

伊勢市休日・夜間応急診療所条例（平成 17 年伊勢市条例第 128 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項の表中「及び 1 月 3 日」を「、 1 月 3 日及び 12 月 31 日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 21 年 10 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 29 号

伊勢市地区コミュニティセンター条例の一部を改正する条例

伊勢市地区コミュニティセンター条例（平成 17 年伊勢市条例第 116 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

今一色コミュニティセンター	伊勢市二見町今一色 120 番地
---------------	------------------

別表第 2 の 2 の表中「及び光の街コミュニティセンター」を「、光の街コミュニティセンター及び今一色コミュニティセンター」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から起算して 3 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例をここに公

布する。

平成 21 年 10 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

伊勢市条例第 30 号

伊勢市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

伊勢市消防団員等公務災害補償条例（平成 17 年伊勢市条例第 209 号）
の一部を次のように改正する。

第 2 条中「第 35 条の 7 第 1 項」を「第 35 条の 10 第 1 項」に改める。

附 則

この条例は、平成 21 年 10 月 30 日から施行する。

伊勢市告示第63号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第19条第1項の規定により、都市計画を決定したので、同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年10月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 都市計画の種類及び名称

伊勢都市計画景観地区

内宮おはらい町地区

2 都市計画を定める土地の区域

都市計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第64号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年10月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 都市計画の種類
伊勢都市計画高度地区
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第65号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により、都市計画を変更したので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次のとおり告示し、同条第2項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供します。

平成21年10月1日

伊勢市長 森 下 隆 生

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画下水道
 流域関連伊勢市公共下水道
 伊勢市特定環境保全公共下水道
- 2 都市計画を定める土地の区域
都市計画の図書において表示します。
- 3 縦覧場所
伊勢市都市整備部都市計画課

伊勢市告示第 66 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条の 2 第 1 項の規定に基づき地縁による団体を次のとおり認可しました。

平成 21 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 名称

松倉元区

2 規約に定める目的

本会は、以下に掲げるような地域的な共同作業を行うことにより、良好な地域社会の維持及び形成に資することを目的とする。

- (1) 広報、回覧板の回付等、区域内の会員相互の連絡と親睦
- (2) 美化、清掃等区域内の環境の整備
- (3) 集会所（寺）等、施設の維持管理
- (4) その他、目的を達成するために必要な事項に関すること

3 区域

本会の区域は、伊勢市小俣町宮前 62 番地、宮前 210 番地、宮前 212 番地から宮前 218 番地まで、宮前 225 番地から宮前 240 番地 2 まで、宮前 242 番地 1 から宮前 243 番地まで、宮前 251 番地から宮前 254 番地 3 まで、宮前 256 番地、宮前 260 番地から宮前 267 番地まで、及び宮前 330 番地の区域とする。

4 主たる事務所

本会の事務所は、伊勢市小俣町宮前 231 番地に置く。

5 代表者の氏名及び住所

大西 正義

伊勢市小俣町宮前 228 番地

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の
選任の有無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

(1) 本会は、地方自治法第 260 条の 20 の規定により解散する。

(2) 総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の 4 分の 3 以上の承認を得なければならない。

9 認可年月日

平成 21 年 9 月 18 日

伊勢市告示第 67 号

市長の職務代理について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 152 条第 1 項の規定により、伊勢市長の職務を代理する者及びその期間を次のとおり告示します。

平成 21 年 10 月 6 日

伊勢市長 森下 隆生

1 市長の職務を代理する者

伊勢市長職務代理者 伊勢市副市長 戸神 範雄

2 市長の職務を代理する期間

平成 21 年 10 月 8 日から当分の間

伊勢市告示第 68 号

平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項の規定により、平成 20 年度決算に基づく健全化判断比率の状況を次のとおり公表します。

平成 21 年 10 月 15 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

記

（単位：％）

項 目	比率	上段：早期健全化基準
		下段：財政再生基準
実質赤字比率	—	11.94
		20.00
連結実質赤字比率	—	16.94
		40.00
実質公債費比率	11.1	25.0
		35.0
将来負担比率	63.5	350.0

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市告示第 69 号

平成 20 年度決算に基づく資金不足比率の状況について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 22 条第 1 項の規定により、平成 20 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

平成 21 年 10 月 15 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

記

（単位：％）

会計の名称	資金不足比率	経営健全化基準
病院事業会計	13.6	20.0
水道事業会計	—	
下水道事業会計	—	
認知症対応型共同生活介護事業会計	—	
農業集落排水事業特別会計	—	

（注）数値が算定されない場合は、「—」で表記

伊勢市告示第 70 号

平成 21 年 10 月 6 日開議の市議会定例会で議決を経た平成 21 年度補正予

算の要領は、次のとおりです。

平成 21 年 10 月 15 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸 神 範 雄

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 6 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算(第 6 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、1 , 1 3 7 , 6 1 9 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 2 , 9 0 6 , 7 1 1 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第 2 条 地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,000,000	211,115	8,211,115
	1 地方交付税	8,000,000	211,115	8,211,115
15 国庫支出金		4,627,624	310,105	4,937,729
	1 国庫負担金	3,086,786	2,468	3,089,254
	2 国庫補助金	1,501,006	307,637	1,808,643
16 県支出金		2,300,921	120,755	2,421,676
	1 県負担金	1,125,683	1,234	1,126,917
	2 県補助金	841,801	109,300	951,101
	3 委託金	333,437	10,221	343,658
20 繰越金		78,053	55,892	133,945
	1 繰越金	78,053	55,892	133,945
21 諸収入		701,294	49,452	750,746
	5 雑入	615,556	49,452	665,008
22 市債		4,355,700	390,300	4,746,000
	1 市債	4,355,700	390,300	4,746,000
歳入合計		41,769,092	1,137,619	42,906,711

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
2 総務費		4,539,456	159,661	4,699,117
	1 総務管理費	3,557,509	147,811	3,705,320
	3 徴 税 費	477,577	1,350	478,927
	4 戸籍住民基本台帳費	184,673	10,500	195,173
3 民生費		13,470,478	145,954	13,616,432
	1 社会福祉費	3,283,769	1,592	3,285,361
	2 老人福祉費	3,219,003	6,000	3,225,003
	3 児童福祉費	4,702,248	138,141	4,840,389
	4 生活保護費	2,177,325	221	2,177,546
4 衛生費		4,141,923	165,822	4,307,745
	1 保健衛生費	2,025,897	2,579	2,028,476
	2 清 掃 費	2,116,026	163,243	2,279,269
6 農林水産業費		1,061,673	137,258	1,198,931
	3 水産業費	172,303	137,258	309,561
9 土木費		5,081,271	73,521	5,154,792
	2 道路橋梁費	996,612	38,960	1,035,572
	3 河 川 費	620,482	3,600	624,082
	4 港湾海岸費	26,229	1,200	27,429
	5 都市計画費	2,966,998	21,226	2,988,224
	6 住 宅 費	257,915	8,535	266,450
10 消防費		2,108,539	10,000	2,118,539
	1 消 防 費	2,108,539	10,000	2,118,539
11 教育費		4,610,734	445,403	5,056,137
	1 教育総務費	1,025,495	135,000	1,160,495
	2 小学校費	585,552	98,400	683,952
	3 中学校費	1,318,171	50,026	1,368,197
	5 社会教育費	568,139	6,720	574,859
	6 保健体育費	915,560	155,257	1,070,817
歳 出 合 計		41,769,092	1,137,619	42,906,711

第 2 表 地 方 債 補 正

変 更

起債の目的	補 正 前			補 正 後		
	限度額 (単位:千円)	利率	償還の方法	限度額 (単位:千円)	利率	償還の方法
市町村合併 特例事業債	2,079,500	5.0%以内 (ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公営企業 等金融機 構資金に ついて、利 率の見直 しを行った 後において は当該見直 し後の利率)	政府資金・特 定資金、地方 公営企業等金 融機構資金に ついてはその 融通条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と の協定による ものとする。 ただし、市財 政の都合によ り据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換 えすることが できる。	2,431,100	5.0%以内 (ただし、利 率見直し 方式で借 り入れる 政府資金 及び地方 公共団体金 融機構資 金につい て、利率 の見直し を行った 後において は当該見 直し後の 利率)	政府資金・特 定資金、地方 公共団体金融 機構資金につ いてはその融 通条件によ り、銀行その 他の場合には その債権者と の協定による ものとする。 ただし、市財 政の都合によ り据置期 間及び償還 期限を短縮 し、又は繰上 償還もしくは 低利に借換 えすることが できる。
漁港整備事業債	13,500			44,200		
臨時財政対策債	1,920,000			1,928,000		

平成 2 1 年度 伊勢市一般会計補正予算（第 7 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の一般会計補正予算(第 7 号)は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、2 , 6 5 8 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、4 2 , 9 0 9 , 3 6 9 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
11 地方交付税		8,211,115	2,658	8,213,773
	1 地方交付税	8,211,115	2,658	8,213,773
歳入合計		42,906,711	2,658	42,909,369

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
9 土木費		5,154,792	2,658	5,157,450
	5 都市計画費	2,988,224	2,658	2,990,882
歳 出	合 計	42,906,711	2,658	42,909,369

平成 2 1 年度 伊勢市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

平成 2 1 年度 伊勢市の介護保険特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、5 8 , 7 2 9 千円を追加し、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、9 , 3 7 5 , 2 1 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正 保険事業勘定

1 歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7 繰越金		1	58,729	58,730
	1 繰越金	1	58,729	58,730
歳入合計		9,316,484	58,729	9,375,213

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
6 諸支出金		2,501	58,729	61,230
	1 償還金及び還付加算金	2,501	58,729	61,230
歳 出	合 計	9,316,484	58,729	9,375,213

平成 21 年度伊勢市病院事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成21年度伊勢市病院事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為）

第 2 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額 (単位 千円)
病院給食業務委託	自 平成 2 1 年度 至 平成 2 4 年度	339,774

平成 21 年度 伊勢市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

（総 則）

第 1 条 平成 21 年度伊勢市下水道事業会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第 2 条 平成 21 年度伊勢市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第 2 条に定めた業務の予定量を次のとおり補正する。

項 目	既決予定量	補正予定量	計
(4) 主要な建設改良工事の概要			
ア 汚水管渠敷設工事	2,391,390 千円	60,000 千円	2,451,390 千円

（資本的収入及び支出）

第 3 条 予算第 4 条本文括弧書中、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額「625,495 千円」を「629,495 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定量を次のとおり補正する。

（単位 千円）

収		入		
款 項	既決予定量	補正予定量	計	
第 1 款 資本的収入	3,112,314	56,000	3,168,314	
第 1 項 企業債	1,523,200	18,000	1,541,200	
第 2 項 負担金	513,996	18,000	531,996	
第 3 項 国庫補助金	1,075,118	20,000	1,095,118	

（単位 千円）

支		出		
款 項	既決予定量	補正予定量	計	
第 1 款 資本的支出	3,737,809	60,000	3,797,809	
第 1 項 建設改良費	3,005,119	60,000	3,065,119	

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額、利率及び償還の方法を次のとおり補正する。

起債の目的	補正前			補正後		
	限度額 (単位 千円)	利率	償還の方法	限度額 (単位 千円)	利率	償還の方法
流域関連公共下水道事業	1,246,800	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公営企業等金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び地方公営企業等金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。	1,264,800	5.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金・特定資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融通条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還もしくは低利に借換えすることができる。

伊勢市教育委員会告示第 12 号

伊勢市教育委員会会議を次のとおり招集します。

平成 21 年 10 月 13 日

伊勢市教育委員会

委員長 岡本 國孝

記

- 1 日 時 平成 21 年 10 月 20 日（火）午後 7 時 00 分
- 2 場 所 伊勢市教育委員会（小俣総合支所）2 階 第 1・2 会議室
- 3 会議に付する事件
 - 議案第 39 号 伊勢市教育委員会事務決裁規程の一部改正について
 - 議案第 40 号 伊勢市教育委員会公印規則の一部改正について
 - 議案第 41 号 尾崎罌堂記念館条例施行規則の全部改正について
 - 議案第 42 号 厚生中学校のコミュニティスクールの指定について

伊勢市選挙管理委員会告示第 63 号

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程

の一部を改正する規程を次のように公表する。

平成 21 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する
規程の一部を改正する規程

伊勢市の議会の議員及び長の選挙における選挙公報の発行に関する規程
(平成 17 年伊勢市選挙管理委員会告示第 11 号) の一部を次のように改正
する。

第 4 条第 3 項中「左上記」を「左右」に改める。

附 則

この告示は、平成 21 年 10 月 2 日から施行する。

伊勢市選管告示第 64 号

平成 21 年 9 月 1 日現在で調製した三重海区漁業調整委員会委員選挙人名簿の縦覧
日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 10 月 2 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- 1 縦覧日時 平成 21 年 10 月 20 日（火）から 11 月 3 日（火）までの間、
毎日午前 8 時 30 分から午後 5 時まで
- 2 縦覧場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室
(休日は、本庁舎 1 階守衛室)

伊勢市選管告示第 65 号

伊勢市長の退職に伴い、公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 114 条の規定により伊勢市長選挙を行うべき事由が生じたため、下記のとおり行うものとします。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|-----------|-------------------|
| 1 | 選挙を行うべき事由 | 長の退職 |
| 2 | 選挙すべきものの数 | 1 名 |
| 3 | 選挙期日 | 平成 21 年 11 月 15 日 |

伊勢市選管告示第 66 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 119 条第 1 項の規定により、伊勢市長選挙と伊勢市議会議員選挙を下記のとおり同時に行います。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- | | |
|-------------|-------------------|
| 1 選挙期日 | 平成 21 年 11 月 15 日 |
| 2 選挙すべきものの数 | 市長 1 名 市議会議員 28 名 |

伊勢市選管告示第 67 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行
う伊勢市議会議員の選挙期日の告示は、平成 21 年 11 月 8 日に行い
ます。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 68 号

公職選挙法施行令（昭和 25 年政令第 89 号）第 14 条第 2 項の規定により、平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に伊勢市議会議員選挙における選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定基準となる日及び登録を行う日並びに縦覧に供する日を次のとおり定めます。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

- 1 被登録資格の決定の基準となる日
平成 21 年 11 月 7 日
(年齢については、平成 21 年 11 月 15 日とする。)
- 2 登録を行う日
平成 21 年 11 月 7 日
- 3 縦覧に供する日
平成 21 年 11 月 8 日

伊勢市選管告示第 69 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行
う伊勢市議会議員選挙における候補者届等の書類を提出すべき場所
を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

記

提出場所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

(ただし、11 月 8 日午前に限り、伊勢市長選挙については伊勢
市役所東庁舎 4 階第 3 会議室、伊勢市議会議員選挙については
伊勢市役所本館 3 階市議会委員会室とします)

伊勢市選管告示第 70 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙において、これらの選挙の投票用紙を同時に交付する投票所以外の投票所における投票の順序を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 122 条の規定により次のとおり定めます。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

- 1 伊勢市長選挙の投票
- 2 伊勢市議会議員選挙の投票

伊勢市選管告示第 71 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙における投票記載所の候補者氏名等掲載順序のくじを行う日時及び場所を、下記のとおり定めます。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

- | | | |
|---|-----|---|
| 1 | 日 時 | 平成 21 年 11 月 8 日 (日) 午後 6 時 |
| 2 | 場 所 | 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会 |

伊勢市選管告示第 72 号

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 22 条第 2 項の規定により平成 21 年 11 月 7 日に永久選挙人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面の縦覧に関し、下記のとおり定めますので、同法第 23 条第 2 項の規定により告示します。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

記

縦 覧 の 場 所 伊勢市岩渕 1 丁目 7 番 29 号
伊勢市役所東庁舎 4 階
伊勢市選挙管理委員会室

伊勢市選管告示第 73 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙に伴い、平成 21 年 10 月 16 日から同年 11 月 15 日までの間は、公職選挙法施行令(昭和 25 年政令第 89 号)第 17 条但し書の規定により、選挙人名簿の移替えを行わず、平成 21 年 11 月 16 日以後に延期します。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会
委員長 杉 木 仁

伊勢市選管告示第 74 号

平成 21 年 11 月 15 日執行予定の伊勢市長選挙及びこれと同時に行う伊勢市議会議員選挙の選挙に用いる投票用紙の様式を公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 45 条第 2 項の規定により、別紙のとおり定めます。

平成 21 年 10 月 7 日

伊勢市選挙管理委員会

委員長 杉 木 仁

平成二十一年
執行

伊勢市長選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
こうほしやしめい らんないひとりか
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。
こうほしや ものしめい か

伊勢市
選挙管理
委員会印

こうほしやしめい
候補者氏名

--

平成二十一年
執行 伊勢市議会議員選挙投票

○ 注意

- 一 候補者の氏名は、欄内に一人書くこと。
- 二 候補者でない者の氏名は、書かないこと。

伊勢市
選挙管理
委員会印

候補者氏名

--

伊勢市上下水道事業告示第 43 号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成 17 年上下水道事業管理規程第 2 号) 第 3 条第 1 項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第 13 条第 1 項の規定により告示します。

平成 21 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
328	有限会社 光産業	松阪市幸生町 475 番地	平成 21 年 9 月 25 日

伊勢市上下水道事業告示第 44 号

流域関連公共下水道の供用を開始するので、下水道法(昭和 33 年法律第 79 号)第 9 条の規定に基づき、次のとおり告示します。

その関係図面は、平成 21 年 10 月 16 日から 2 週間、伊勢市上下水道部下水道施設管理課窓口にて備え置いて、一般の縦覧に供します。

平成 21 年 10 月 15 日

伊勢市長職務代理者 伊勢市副市長 戸神 範雄

- 1 供用(下水の処理)を開始する年月日
平成 21 年 11 月 1 日
- 2 供用(下水の処理)を開始する区域
河崎 1 丁目、本町、宮後 1 丁目、宮後 2 丁目、宮後 3 丁目、一之木 3 丁目、
一之木 5 丁目、一志町の各一部
- 3 供用を開始する排水施設の位置
縦覧に供する関係図面において表示します。
- 4 当該公共下水道が接続する流域下水道の終末処理場の位置及び名称
位置 伊勢市大湊町 1126 番地
名称 宮川浄化センター
- 5 供用を開始する排水施設の合流式又は分流式の別
分流式

伊勢市公告第 89 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、次のように農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 21 年 10 月 1 日

伊勢市長 森 下 隆 生

「次」は省略し、その関係書類を伊勢市産業観光部農林水産課に備え置いて縦覧に供します。

伊勢市公告第 90 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 10 月 2 日

伊勢市長 森 下 隆 生

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市横輪町	雑種	白茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 21 年 9 月 30 日

3 抑留期限 平成 21 年 10 月 7 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 91 号

公 示 送 達

下記の者の敷金返還通知書は、住所、居所等が不明のため送達することができないので、地方自治法（昭和 23 年法律第 67 号）第 231 条の 3 第 4 項の規定により、都市整備部建築住宅課に保管してありますから、来庁の上、受領してください。

平成 21 年 10 月 6 日

伊勢市長 森 下 隆 生

記

- 1 住 所 伊勢市神社港 474 番地 市営住宅竹ヶ鼻第 2 団地 2 号室
- 2 氏 名 大西 俊光

伊勢市公告第 92 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 10 月 8 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市柏町	柴犬	茶	雄	中	91 日 以上	

2 抑留した日 平成 21 年 10 月 5 日

3 抑留期限 平成 21 年 10 月 13 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

伊勢市公告第 93 号

犬の抑留について

次の犬を狂犬病予防法（昭和 25 年法律第 247 号）第 6 条第 1 項の規定により抑留した旨の通知が三重県伊勢保健福祉事務所長からありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 21 年 10 月 8 日

伊勢市長職務代理者

伊勢市副市長 戸神 範雄

1 抑留した犬

番号	捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	伊勢市 御薊町王中島	テリア系	黒	雌	中	91 日 以上	黒い首輪

2 抑留した日 平成 21 年 10 月 7 日

3 抑留期限 平成 21 年 10 月 15 日

4 連絡先

伊勢市環境生活部環境課（電話 0596-21-5541）

三重県伊勢保健福祉事務所保健衛生室（衛生指導課）（電話 0596-27-5151）

正誤

平成 21 年 9 月 24 日付け伊勢市公報第 93 号の伊勢市選管告示中

行

誤

正

1 「伊勢市選管告示第 61 号」

「伊勢市選管告示第 62 号」